

山梨県子ども計画の一部改定について

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。通称「基本指針」。）の改正等にともない、次のとおり、山梨県子ども計画の一部を改定します。

新	旧
<p>第 5 章 教育・保育等の推進のための基本的事項</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 <u>子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</u> (略)</p> <p>第 4 <u>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</u> <u>地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。</u> <u>幼稚園における満 3 歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。</u></p> <p>第 5 <u>保育人材等の確保・定着及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項</u> <u>質の高い特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、これらに関わる人材の確保・定着並びに資質の向上について総合的に推進します。</u></p> <p>第 6 (略)</p> <p>第 7 (略)</p>	<p>第 5 章 教育・保育等の推進のための基本的事項</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 <u>子ども・子育て支援給付</u>に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (略) (新規追加)</p> <p>(新規追加)</p> <p>第 4 (略)</p> <p>第 5 (略)</p>